

農業委員会報

令和3年8月1日発行

農業委員会報 第81号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111(代)

内線 226

栄えある表彰受賞者

○令和2年度農業功労者表彰

田代敏夫氏が受賞

令和3年2月18日に第62回東京都農業委員会・農業者大会が昭島市KOTORIホールで開催される予定でしたが、令和2年から続いている新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止になりました。

記念行事の表彰式も開催できませんでした。栄えある表彰受賞者の方をご紹介します。

令和2年度農業功労者として、田代敏夫氏が表彰されました。

この表彰は、地域農業の振興に貢献されてきた農業者の方を対象とするもので、農業委員会会長などを歴任されてきた今までの功労に対して、田代氏に感謝状が贈呈されました。

田代氏におかれましては、これからも益々のご活躍をご祈念いたします。



藤野政彦氏

北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰において、藤野政彦氏が特用作物部門において受賞されました。

藤野政彦氏が受賞

○北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰



田代敏夫氏

東京都指導農業士に

荒幡善政氏が認定されました

令和2年度東京都指導農業士に、農業委員の荒幡善政氏が認定されました。

指導農業士とは、各地域で青年農業者の育成・指導に取り組む先進的な農業者のうち、知事が認定する者のことです。

東京都指導農業士は、主に東京農業の振興に関する活動、女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくり、担い手への指導を行います。

荒幡氏は、本市で初めての指導農業士です。今後のご活躍をご祈念いたします。



荒幡善政氏

農地の利用状況調査 (農地パトロール)の実施

農業委員会では、農地管理推進月間の一環として毎年8月に農地パトロールを実施しております。

農地は食糧生産の場であり、また環境保全においても非常に重要な役割を担う大切な資産であります。次世代に優良な農地を残すため、農地パトロールを行い遊休農地及び違反転用の解消に取り組んでおります。

今年度の調査は、8月23日(月)から8月31日(火)までの間に実施する予定です。

農地パトロール
農業委員会事務局
(内線226)



農業者座談会

農業委員会では、最近の農地制度の改正動向などを踏まえて、市内農業者の皆様の日頃の考えや意見等を出し合い、今後の武蔵村山市の農業振興に役立てることを目的として、毎年農業者座談会を開催しています。

今年度は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、詳しい開催時期・内容等は未定ですが、決定次第、別途開催チラシなどにより、皆様にお知らせする予定です。

なお、例年は、中藤・中部(市役所4階)・三ツ木の各地区会館で開催しています。

農業委員会では、座談会での意見・要望をもとに今後関係機関に対して要望を行ってまいりたいと考えておりますので、奮ってご参加ください。

農業委員会事務局
(内線226)

野焼きは原則禁止です

法令等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)で、認可された設備を使わない焼却は、原則禁止されています。

例外的に植木・農作物の病害虫防止等を目的とした理由があれば実施することができますが(※)、周辺からの苦情がありますと、指導の対象となり、例年、何件か市へ連絡があり対応しています。

やむを得ず焼却を行う場合は、天候や風向きを考慮するなど、周辺に十分配慮してください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条の例外規定等。

産業観光課 (内線226)

農地の利用貸借について

市街化調整区域内農地については、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りができます。

この法律により貸した農地は期限が来れば必ず返還されます。ま

た、期間満了前に貸人、借人双方に通知が届きますし、利用権の再設定により継続して貸し借りすることができません。

この法律によるメリットは、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地も税の猶予が継続され、今後相続が発生しても貸し付けている農地は、相続税納税猶予の対象となります。

さらに、都市農地貸借円滑化法により生産緑地の指定を受けている農地も、貸し借りができるようになります。

この法律では、借り手が借りた農地での事業計画を作成し、農業委員会が事業計画を認定し、貸し手と借り手の利用契約により成立します。

相続税納税猶予を受けている生産緑地も税の猶予が継続され、利用権の再設定により継続して貸し借りすることができます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業委員会事務局
(内線226)

農業者年金の加入促進を

農業者年金は、20歳以上60歳未満の農業者（国民年金の第1号被保険者に限る）であれば、誰でも加入することができる公的年金です。

保険料額は月額2万〜6万7千円の間の1千円単位で自由に設定・変更ができます。支払う保険料の全額が社会保険料控除となる節税効果の高い公的年金です。

また、申告主の方は加入している世帯員の保険料をかわりに支払うことができ、贈与税の対象になることもありません。

農業者年金についての問い合わせは、農業委員会事務局まで。

農業委員会事務局

(内線226)

多摩開墾内の

道路通行時のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通行する大切な道路です。道路内では優しい運転に心がけるようご協力をお願いします。

農地の所有者の方は、樹木等が道路に出ないようにしていただき、

また、刈った草などを道路に置かないようにしてくださるようお願いいたします。

なお、道路の整備を実施する予定ですので、道路の状態が悪化している所がありましたら、お知らせください。

農業委員会事務局

(内線226)

認定農業者制度のご案内

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化推進法に基づき「今後とも農業で頑張っている」とする意欲ある農業者の皆さんを認定農業者として区市町村長が認定し、支援していく制度です。

認定を受けるには、今後5年間に取り組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を提出していただきます。

申請に当たっては、市担当職員、農業委員、農業振興事務所職員等が相談、指導に応じます。

認定農業者になると、農業者は自らの経営内容を分析し計画を検討することにより、経営能力の向上が期待されます。

また、認定農業者は、低利融資や各区市町村独自の補助金、税制上の特例措置、情報提供などの支援措置が受けられます。

申請書の配布・受付は、9月30日（木）まで産業観光課で行っています（期日を過ぎた場合はご相談ください）。

産業観光課（内線226）

農業簿記講習会のご案内

農業委員会では、毎年東京都農業会議に講師をお願いして簿記講習会を行っております。

講習内容は、パソコン（個人のものを用意）を使った記帳の仕方など、受講者の希望に沿った内容となっております。受付は随時行っております。

参加を希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。

講習期間 令和3年9月から令和4年2月まで（毎月1回）

受講料 無料
場所 中部地区会館

農業委員会事務局
(市役所4階)

(内線226)

体験型市民農園

開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園（わかな・ふれあい農園）開設されています。

体験型市民農園は、市民の農業体験の場、また市民交流の場として利用されておりますが、まだ不足している状態です。

そこで、農園の開設にご協力いただける方を募集しています。

農園を開設する際の施設及び農機具等の購入につきましては一部補助金が支給されます。

なお、体験型市民農園は、相続税納税猶予制度の対象農地に開設することができます。

産業観光課（内線226）



全国農業新聞購読の

お知らせ

全国農業新聞は全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。最近の都市農政に関する情報がはじめ、家族が楽しめる記事が充実しており、地域独自のイベントや話題等が紙面を飾っております。

発行日 毎週金曜日発行
購読料 月 700円
申し込み 農業委員会事務局

特定生産緑地制度に係る指定申請手続きはお済みでしょうか

平成29年5月に生産緑地法が改正され、生産緑地を保全する仕組みとして、「特定生産緑地制度」が創設されました。

この制度は、生産緑地地区として決定（指定）された日から30年を経過する日（申出基準日）までに、所有者等関係者の同意を得て、市が特定生産緑地に指定することで、市に買取り申出のできる期日が10年延期されるものです。昨年度から、この指定申請の手

続きが始まっており、今年度分の指定申請受付は、7月末で終了しておりますが、令和4年度も手続きできます。申請受付期間の予定は次のとおりです。

●平成4年指定の生産緑地

令和4年4月1日～5月末
（手続きできる最後の年です。）

●平成5年指定の生産緑地

令和4年4月1日～5月末
令和5年4月1日～5月末
指定から30年を経過してしまふと特定生産緑地に指定ができなくなりしますので、注意してください。

詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

☎ 都市計画課（内線274）

農地の権利を取得された方は届出を

相続等により新たに農地の権利者となった者は、農地の大小、市街化・調整区域を問わず、権利を取得した日から10か月以内に農業委員会に届け出ることになっていきます。

未届け及び虚偽の申請者には10万円以下の過料等の罰則規定もあり

りますのでご注意ください。

詳細は、農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

☎ 農業委員会事務局

（内線226）

武蔵村山市直売まつぶを 更新しました

武蔵村山市の農産物をPRするために、市では「武蔵村山市直売まつぶ」を発行しています。

この度、まつぶの内容を更新し、令和3年2月に作成・発行しました。

市内58か所の直売所・観光農園などを掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

○配布場所

市役所市政情報コーナー・産業観光課窓口、緑が丘出張所、市民総合センター、各地区会館・図書館、情報館えのき（イオンモール内）、村山温泉かたくりの湯、武蔵村山観光案内所。

☎ 産業観光課（内線226）

編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、緊急事態宣言が昨年から複数回出され、農業関係の行事をはじめ、地域の祭りなどが開催できず、我慢のときが続いています。ワクチン接種が行われていますので、これにより、このコロナ禍の収束を願うばかりです。

その中、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されました。コロナ禍のもとでの開催で、いろいろと制約の多い中、日本選手活躍など、明るい話題を提供してくれています。

まだまだ暑い季節が続く、農業にとって大変な時期ですので、皆様におかれましては、体調に気を付けていただければと思います。

編集委員（総務部会長）

安彦 祥子

編集委員 石川 裕一

加藤 武

荒幡 善政

奥住 雄一

高橋 文雄

森谷 常夫